

ることとされました。

- (3) 上記(1)により控除された外国所得税等の額に相当する金額は、分配時調整外国税相当額控除の対象とされ、その上場株式等の配当等の交付を受ける者のその年分の所得税の額から控除できることとされました（法人税についても同様です。）。

(注) 上記(1)の支払の取扱者は、上場株式等の配当等の交付を受ける者に対し、上記(1)により控除する外国所得税等の額に相当する金額等を通知しなければならないこととされました。

18 信託財産に係る利子等の課税の特例等の見直しが行われました。

この改正は、平成32年（2020年）1月1日以後に支払われる収益の分配について適用されます。

- (1) 集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する外国所得税の額は、その収益の分配に係る所得税の額にその集団投資信託の外貨建資産への運用割合を乗じた額が限度とされました。
- (2) 受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託の信託財産について納付した所得税（外国所得税を含みます。）の額は、信託財産をその証券投資信託の受益権に対する投資として運用することを目的とする公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募以外の方法により行われたものの収益の分配に係る所得税の額から控除できることとされました。
- (3) 集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除されたその集団投資信託の信託財産について納付された外国所得税の額のうち、その支払を受ける者の収益の分配に対応する部分の額に相当する金額は、分配時調整外国税相当額控除の対象とされ、その者のその年分の所得税の額から控除できることとされました（法人税についても同様です。）。
- (4) 上記(3)の支払を受ける者がその支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収税額は、上記(3)により控除できる外国所得税の額に相当する金額の控除後の金額とされました。
- (注) 集団投資信託を引き受けた法人は、その集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に対し、上記(3)により控除できる外国所得税の額に相当する金額等を通知しなければならないこととされました。

19 特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例、投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例、特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例及び特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例について、特定目的会社の利益の配当、投資法人の配当等、特定目的信託の剰余金の配当及び特定投資信託の剰余金の配当に係る所得税の額から控除する外国法人税（その特定目的会社等が納付した外国法人税をいいます。）の額は、その利益の配当等に係る所得税の額に外貨建資産への運用割合を乗じた額を限度とするなどの改正が行われました。

この改正は、平成32年（2020年）1月1日以後に支払われる利益の配当等について適用されます。

20 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能となりました。

この改正は、平成32年（2020年）10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

イ 給与等の支払を受ける人で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けるものは、給与等の支払者に給与所得者の保険料控除申告書（以下「保険料控除申告書」といいます。）を書面により提出し、又は電磁的方法により提供することとされており、この提出又は提供の際に、保険料控除証明書（以下「控除証明書」といいます。）を給与等の支払者に書面により提出し、又は提示する必要があります。

ロ 給与等の支払を受ける人で年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除」といいます。）の適用を受けるものは、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書（以下「住宅ローン控除申告書」といいます。）に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書（以下「住宅ロー

ン控除証明書」といいます。)及び住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下「年末残高等証明書」といいます。)を添付して、給与等の支払者に書面により提出し、又は提示することとされています。

(2) 改正の内容

イ 給与等の支払を受ける人で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けるものは、保険料控除申告書を電磁的方法により提供する場合には、その保険料控除申告書に添付すべき控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、その控除証明書に記載されるべき事項が記録された情報でその控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、その保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとされました。

ロ 給与等の支払を受ける人で住宅ローン控除の適用を受けるものは、住宅ローン控除申告書の書面による提出に代えて、その住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。

また、住宅ローン控除申告書を電磁的方法により提供する場合には、住宅ローン控除申告書に添付すべき住宅ローン控除証明書又は年末残高等証明書の書面による提出又は提示に代えて、その住宅ローン控除証明書又は年末残高等証明書に記載すべき事項が記録された情報でその住宅ローン控除証明書又は年末残高等証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、住宅ローン控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとされました。

(注) 給与等の支払者がその給与等の支払を受ける人から扶養控除等申告書、保険料控除申告書等の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受けるためには、あらかじめ給与支払事務所等の所轄税務署長に対し「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。

なお、承認を受けるための申請書の提出をした日の属する月の翌月末日までにその承認又は不承認の決定がなかったときは、その提出日の属する月の翌月末日において承認があったものとみなされます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

21 非居住者に対して支払う公的年金等に係る源泉所得税の額を算出する際の控除額計算の基礎となる額について、65歳未満の者については5万円(改正前：6万円)に、65歳以上の者については9万5千円(改正前：10万円)に、それぞれ引き下げることとされました。この改正は、平成32年(2020年)分以後の所得税について適用されます。

e-Tax を利用した源泉所得税の納付について

源泉所得税の納付に当たっては、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して所得税徴収高計算書データを送信することにより、ダイレクト納付やインターネットバンキングなどによる電子納税及びインターネットを利用したクレジットカード納付が可能となっています。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

源泉徴収についてご不明な点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【www.nta.go.jp】
- 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax(イータックス)ホームページ 【www.e-tax.nta.go.jp】

 この社会あなたの税がいきている